

# 安来市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2024年度～2030年度

安 来 市

# ◆ 目 次 ◆

## 第1章 背景

1 気候変動の影響	1
2 地球温暖化対策に関する国際的な動向	1
3 地球温暖化対策に関する国内的な動向	1
4 安来市の動向	2

## 第2章 基本的事項

1 計画の目的	3
2 対象とする事務及び事業の範囲	3
3 対象とする温室効果ガス	3
4 計画期間と基準年度	4
5 上位計画及び関連計画との位置付け	4

## 第3章 市の現状と削減目標

1 二酸化炭素排出量の現況推計	5
2 事務事業に伴う資源・エネルギーの使用状況	6
3 削減目標	7

## 第4章 二酸化炭素排出量削減に向けた取組

1 取組の基本方針	8
2 重点的な取組み	8
3 具体的な取組み	9

## 第5章 推進体制等

1 推進体制	13
2 職員への啓発	13
3 計画の実施状況の点検と公表	13

## 第1章 背景

### 1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年には、IPCC※第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

※「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略。日本語で「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれる。

1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織で、気候変動とその対策に関する科学的な知見を提供している世界的な組織のこと。

### 2 地球温暖化対策に関する国際的な動向

2015年、フランス・パリにおいて、COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要であるとされています。これを受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### 3 地球温暖化対策に関する国内的な動向

2020年、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方

向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年12月末時点においては1013地方公共団体と加速度的に増加しています。

#### 4 安来市の動向

本市では、2022年、安来市議会において「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」、いわゆるゼロカーボンシティを長期的な目標に掲げることを市長が表明しました。また、2023年には照明灯のリース事業による一斉LED化を実施し、CO<sub>2</sub>排出量削減に向けて取り組みました。

2050年カーボンニュートラルに向け、「第2次安来市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や「安来市再生可能エネルギー地産地消ビジョン」と連携しながら、脱炭素に向けたまちづくりを目指します。

## 第2章 基本的事項

### 1 計画の目的

安来市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、安来市が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

### 2 対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象範囲は、市役所自らが実施する事務及び事業全般です。

また、委託や指定管理等によって実施する事務及び事業は対象としませんが、受託者に対し温室効果ガスの排出抑制等に関して必要に応じて協力要請を行うこととします。

### 3 対象とする温室効果ガス

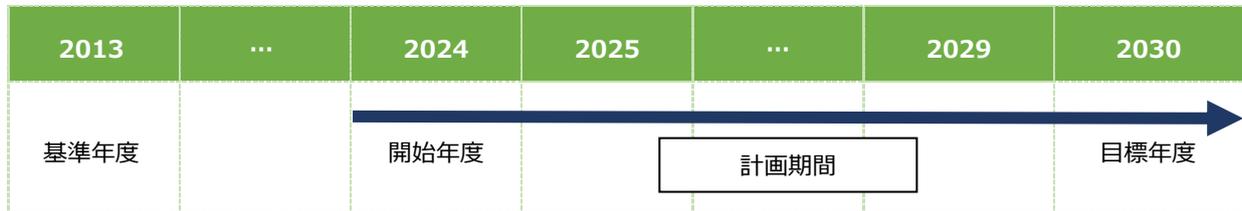
本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の温室効果ガスのうち、島根県地球温暖化対策推進計画に基づき、温室効果ガスの排出量の大部分を占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとし、その他の物質については、発生源が少なく、また把握困難であることから除外します。

#### ◆ 温室効果ガス一覧（表1）

温室効果ガス	活動の区分
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	燃料の使用、電気・熱の使用、一般廃棄物の焼却等
メタン（CH <sub>4</sub> ）	ボイラーにおける燃料の使用、自動車の走行、家畜の飼養、水田の耕作等
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	ボイラーにおける燃料の使用、自動車の走行、麻酔剤（笑気ガス）の使用等
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	自動車用エアコンの使用及び廃棄、製品（噴霧器及び消火剤）の使用及び廃棄等
パーフルオロカーボン（PFC）	パーフルオロカーボンの排出
六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	SF <sub>6</sub> が封入された電気機械器具の使用・点検・廃棄等
三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	半導体や液晶基板の洗浄等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出

#### 4 計画期間と基準年度

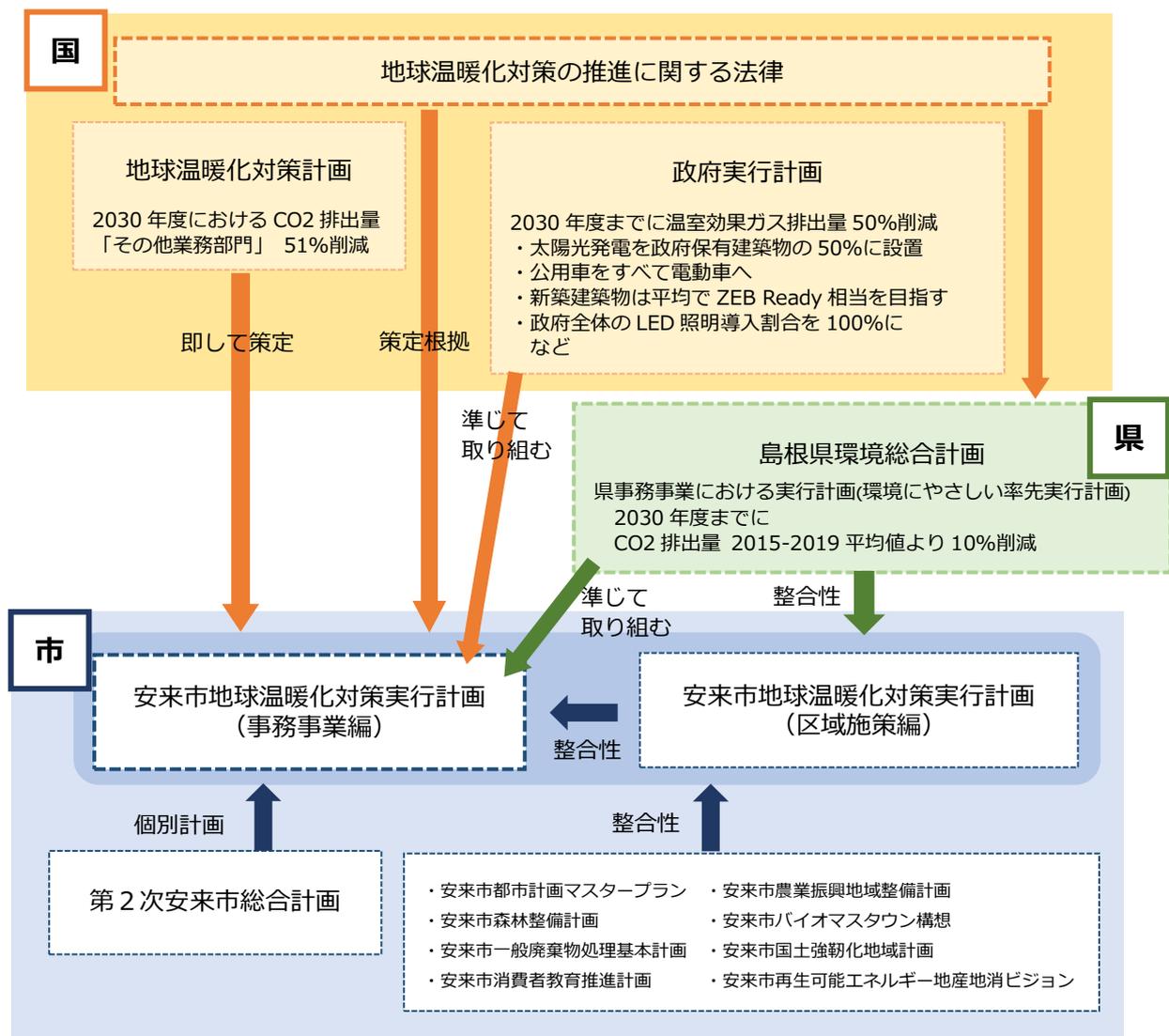
2024 年度から 2030 年度までを計画期間とし、2013 年度（平成 25 年度）を基準年度とします。なお計画期間においては、実績、技術の進歩等を踏まえた計画の見直しを行うなど、長期的な対応を図っていきます。



#### 5 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び安来市総合計画に即して策定します。

##### ◆ 本計画の位置付け（図 1）



### 第3章 市の現状と削減目標

#### 1 二酸化炭素排出量の現況推計

前回計画では、2016年度（平成28年度）を基準に2018年度から2023年度までの間に温室効果ガス排出量を5%削減することを目標として掲げました。2022年度（令和4年度）の温室効果ガス排出量は12,929,989kg-CO<sub>2</sub>で、2016年度と比較し15.7%の削減となっています。

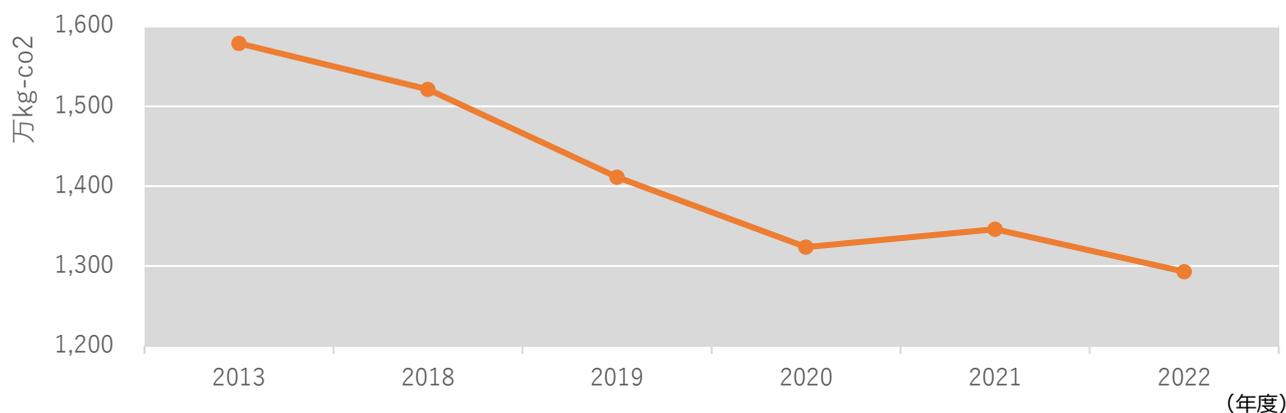
また、今回の計画の現時点での実績は以下のグラフ（図2、3）のとおりです。

今回の基準年度（2013年度）から2022年度までの間に温室効果ガス排出量は18%減となっています。

◆ 前回計画（平成30年度～平成35年度）の削減目標値と実績値（二酸化炭素排出量）（表2）

分野	項目	目標	平成28年度 実績値 (2016年度)	平成35年度 目標値 (2023年度)	令和4年度 実績値 (2022年度)	削減率(%) (目標5%削減)
省エネルギーの促進	電気	使用量を 5%削減	11,843,565	11,251,387	10,627,595	10.3
	ガソリン		272,783	259,144	170,622	37.5
	軽油		101,009	95,959	42,627	57.8
	A重油		1,391,422	1,321,851	1,126,997	19.0
	灯油		761,277	723,213	383,970	49.6
	プロパンガス		975,207	926,447	578,738	40.7
	合計	Kg-CO <sub>2</sub>	15,345,263	14,578,000	12,929,989	15.7

◆ 温室効果ガス排出量の推移（図2）



◆ エネルギー別温室効果ガス排出量の比較（図3）



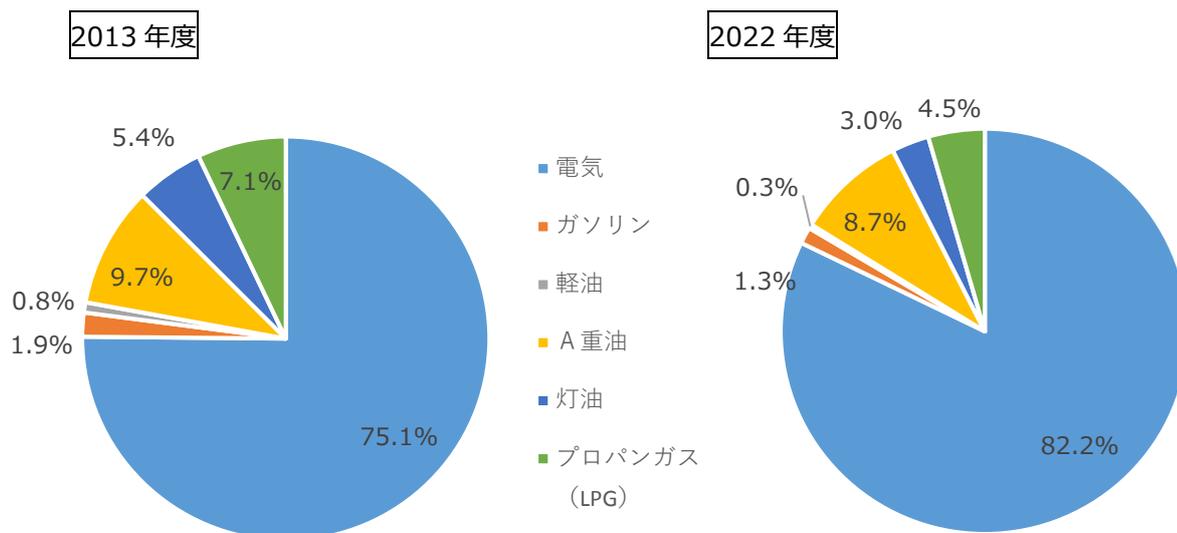
## 2 事務事業に伴う資源・エネルギーの使用状況

実行計画に伴う基準年度（2013）の資源及びエネルギーの使用状況は表3及び図4のとおりです。

◆ 2013年度資源・エネルギーの使用状況（表3）

項目	基準年度実績	二酸化炭素排出量
電気使用量	17,194,951 (KWh)	11,864,516(kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン使用量	130,471 (リットル)	302,693(kg-CO <sub>2</sub> )
軽油使用量	49,833 (リットル)	128,569(kg-CO <sub>2</sub> )
A重油使用量	563,614 (リットル)	1,527,394(kg-CO <sub>2</sub> )
灯油使用量	341,596 (リットル)	850,574(kg-CO <sub>2</sub> )
プロパンガス使用量	371,384 (kg)	1,114,152(kg-CO <sub>2</sub> )
合計	-	<b>15,787,898(kg-CO<sub>2</sub>)</b>

◆ 二酸化炭素排出量のエネルギー源別割合（図4）



### 3 削減目標

#### 1) 二酸化炭素排出量の削減目標

本計画の上位計画となる地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて野心的な目標として、2013年度から2030年度までに温室効果ガス排出量を46%削減することを掲げています。目標達成のためには、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進める必要があります。

2021年策定の安来市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、「業務部門」は二酸化炭素排出量を2030年度までに14.4%削減することとされていますが、すでに2022年度実績で目標を達成しているため、本計画では基準年度から2022年度までの二酸化炭素排出量の削減実績をもとに、以下のとおり目標を設定します。

項目	設定
計画期間	2024年度～2030年度
基準年度	2013年度（平成25年度）
目標年度	2030年度
削減目標	二酸化炭素排出量を34%以上削減する
地球温暖化対策計画	その他業務部門において、二酸化炭素排出量を51%削減する（2013年度比）
政府実行計画	2030年度までに温室効果ガス排出量を50%削減する（2013年度比）
島根県環境総合計画	県事務事業における実行計画において、2030年度までに二酸化炭素排出量を10%削減する（2015～2019年度平均値比）
安来市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	業務部門においては、二酸化炭素排出量を14%以上削減する（2013年度比）

#### 2) 削減目標値

毎年度、各エネルギー使用量の実績に基づき温室効果ガス数値を算出のうえ計画進捗状況を検証し、目標年度における削減数値達成に向けて実行します。

◆ 削減目標数値（二酸化炭素排出量）（表4）

単位：kg-CO<sub>2</sub>

項目	目標	2013年度 実績値	2022年度 実績値	2030年度 目標値
電気	CO <sub>2</sub> 排出量を 34%削減	11,864,516	10,627,595	8,238,933
ガソリン		302,693	170,622	170,000
軽油		128,569	42,627	42,000
A重油		1,527,394	1,126,997	1,008,080
灯油		850,574	383,970	383,000
プロパンガス		1,114,152	578,738	578,000
<b>合計</b>			<b>15,787,898</b>	<b>12,929,989</b>

\* 四捨五入の関係で、各項目の数値の合計値と「合計」が合わないことがある。

## 第4章 二酸化炭素排出量削減に向けた取組

### 1 取組の基本方針

二酸化炭素排出量削減に向けては、地球温暖化対策推進法に基づき実行計画を策定し、国や島根県と連携しながら実施することとされています。

本市では、以下のことを基本的な方針として削減に向けて取組みます。また、率先的に取り組むことにより、事業者・市民の模範となることを目指します。

なお、外部への委託、指定管理者制度により実施する事業等については、本計画の対象外とはなりますが、可能な限り二酸化炭素排出量の削減に取り組むよう要請します。

- ① 脱炭素社会に向けたエネルギーの脱炭素化
- ② 職員一人ひとりの取組の推進
- ③ 脱炭素な事務事業の推進
- ④ 循環型社会の推進

### 2 重点的な取組み

削減目標を達成するためには、各所属及び庁舎の事務及び事業の内容や特性、機器等の整備状況を勘案しつつ、次に示す重点的な取組みを着実に実践するとともに、各所属等で工夫し自主的かつ積極的な取組みをすることとします。

措 置	目 標	効 果
電動車※の導入	公用車の新規導入・更新については電動車の導入を推進し、2030年度までに使用する公用車のうち代替可能なものを電動車とすることを進めます。また、公共施設の充電インフラ設備の普及を図ります。	ガソリン車に比べ約2倍燃費が良く、電気自動車の場合は走行時にCO <sub>2</sub> を排出しません。
LED照明の導入	2030年度までに既存施設を含めた公共施設のLED照明の割合100%を目指します。	蛍光灯(48W)をLED蛍光灯(18W)に交換すると、消費電力を約1/3削減できます。
再生可能エネルギー発電設備等の導入	すべての公共建築物のポテンシャル調査を実施し、設置可能な市保有の建築物(敷地含む)に太陽光発電設備の設置を順次進めます。	CO <sub>2</sub> 排出量が削減されるほか、化石燃料の調達に係る資金が削減できます。
施設総量の適正化	2046年度までに一般会計が保有する延床面積を288,000㎡(2016年度時点)から25%削減します。(安来市公共施設等総合管理計画より)	床面積が減少すると、維持管理費が削減されるほか、電気・水道等のエネルギー使用量が削減できます。

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車のこと

### 3 具体的な取組み

#### ① 脱炭素社会に向けたエネルギーの脱炭素化

政府が掲げる 2050 年カーボンニュートラルの実現（2050 年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする）には、エネルギーの脱炭素化を図っていく必要があります。

本市事務事業において排出している二酸化炭素の約 8 割は電気由来です。これを削減するためには電力使用時の工夫（節電・省エネ）、使用機器の工夫（省エネ設備の導入）といった取組があげられますが、このような電力使用時の省エネだけでは限界があります。そこで、省エネの取組みに加え、調達する電力を太陽光や水力、バイオマスなどの自然由来のものに切り替えることで、化石由来の電力の調達量を減らし、二酸化炭素排出量の削減に大きく繋がります。

二酸化炭素排出量の少ない事務・事業を遂行できるよう、環境に配慮した製品・設備等を選択していきます。

#### 取組み内容

##### 太陽光発電・太陽熱利用設備・蓄電設備の導入

本市では現在、17 の公共施設において再エネ発電設備を導入しています。市庁舎ほか公共施設に自家消費型の太陽光発電設備を設置することで、化石由来の電力調達量が減少するため、施設の二酸化炭素排出量が削減されます。

災害時に避難所となる施設（交流センター等）を中心に、2030 年までに設置可能な市保有の建築物に太陽光発電設備や太陽熱利用設備の導入を進め、停電時の電力使用による防災性の向上を図ります。また、蓄電設備を併設することで大規模停電時に備えます。

##### 省エネ機器の導入

照明器具を LED 照明に交換する等の省エネ機器の導入は、消費電力を少なくするほか、電気料金の節約にも繋がります。また、物品やサービスを調達する際には、グリーン購入※1 や環境配慮契約※2 を実施することで環境負荷の低減に寄与するものを選択し、環境への配慮を実践します。

※1 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷が少ないものを選んで購入すること

※2 国や地方自治体等の公共機関が契約を結ぶ際に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とすること

##### 公共施設への省エネ設備の導入

公共施設を新設する際には、ZEB※または ZEB の評価基準と同等の省エネ性能の確保を目指します。また、大規模改修時には、可能な限り ZEB 化を図ります。

既存施設については、省エネ診断の活用により、専門家の診断により使用エネルギーのムダを見える化し、エネルギー利用の最適化を図ります。

※Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと

## ② 職員一人ひとりの取組の推進

二酸化炭素排出量の削減に向けては、職員一人ひとりが地球温暖化対策に対する意識を持ち、環境負荷の少ない行動を選択し、取り組む必要があります。

本市では、各職場実態に合った省エネルギー対策を実施するため、職場省エネルギー推進計画を策定しています。年1回計画を見直し、取組内容を改めて確認することで、省エネ行動に対する意識の向上を図ります。



### 取組み内容

#### 省エネ行動の実践

職員一人ひとりが省エネを意識し行動することで環境への配慮を実践します。

取 組	効 果
<ul style="list-style-type: none"> <li>○エアコンは、冷房時室温 28℃、暖房時室温 20℃を目安に温度を設定</li> <li>○エアコンは、不要な箇所や退庁時には電源を切り、適正な運転管理を行う</li> <li>○エアコンフィルターをこまめに清掃する</li> <li>○クールビズ・ウォームビズの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ (冷房) 設定温度を 1℃上げると消費電力約 13%減 (暖房) 設定温度を 1℃下げると消費電力約 10%減</li> <li>➢ 使用時間を 1日 1時間減らすと、年間 CO2 排出量 冷房時 (設定温度 28℃) : 7.8 kg減 暖房時 (設定温度 20℃) : 16.8 kg減</li> <li>➢ 消費電力 冷房時約 4%、暖房時約 6%減</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○昼休憩時・時間外は不要な照明を消灯する</li> <li>○会議室等使用していない場所の照明は消灯する</li> <li>○PCは外出等で使用しない場合は電源を切る</li> <li>○ノー残業デー (毎週水曜・金曜) の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 使用時間を 1日 1時間減らすと、年間 CO2 排出量 白熱電球 (54W) : 8.1 kg減 蛍光灯 (4.38W) : 1.8 kg減</li> <li>➢ 使用時間を 1日 1時間減らすと、年間 CO2 排出量 デスクトップ型 : 13.0 kg減</li> <li>➢ 夜間の消費電力を効果的に削減できます</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○照明は LED 蛍光灯など消費電力の少ないものを使用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 蛍光灯 (48W) を LED 蛍光灯 (18W) にすると、消費電力約 1/3 減</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○節水の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 上水処理・下水処理に係る電気使用量が削減され、また、水道代の節約にも繋がります</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○紙類の使用量削減に努める <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレス化の推進</li> <li>・両面コピー・両面印刷の徹底</li> <li>・ミスプリントの裏紙利用 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 紙の使用量を減らすことで、紙焼却時の CO2 排出量が削減されるほか、森林保護にも繋がります</li> </ul>

## エコドライブの実践

公用車運転時には、急発進・急加速をしないことやアイドリングストップなどを意識し、温室効果ガスの排出量の削減と燃費の改善に繋がる環境にやさしいエコドライブを実践します。

項目	2013年度 実績値	2030年度 目標値	基準年度比 削減率
ガソリン	130,471 ℓ	73,276 ℓ	44%

取組	効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>○公用車使用時はエコドライブを実施する</li> <li>○他庁舎での会議等の際は乗り合わせを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ふんわりアクセルで年間 CO2 排出量 194.0 kg減</li> </ul>

## 3R + Renewable の推進

循環型社会形成推進基本法（循環基本法）では廃棄物の処理に関して優先順位が示されており、第一に発生抑制、第二に再利用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとされています。その中でもごみの減量が最も重要視されています。3R+ Renewable（リデュース・リユース・リサイクル・リニューアブル）を徹底し、サーキュラーエコノミー※への移行を総合的に推進します。

※ 従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの

取組	効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期使用や再利用・リサイクルが可能な製品を購入する</li> <li>○紙類（新聞、雑誌、ダンボール紙、雑紙）、プラスチック類その他資源ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進する</li> <li>○各部署で不要となった備品は、庁内 LAN により情報提供を行い、他部署での再利用を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ごみの減量により、廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量の特性に繋がります</li> </ul>

### ③ 脱炭素な事務事業の推進

日常生活に支障なく二酸化炭素排出量を削減できるよう、環境に配慮した施設の整備を進めます。また、環境に優しい自動車の導入や再生可能エネルギー導入施設の拡大についても環境に配慮しながら促進していきます。

#### 取り組み内容

##### 電動車の導入

電気自動車などの電動車の導入は、従来の自動車より燃費が良いことや温室効果ガスの排出量が少ないことから、温暖化対策の重要な施策のひとつです。公用車を更新する際は、電動車の導入を進めます。あわせて、公共施設の充電インフラ設備の普及を図ります。

##### 太陽光発電・水力発電・風力発電・その他の再生可能エネルギーの利用

公共施設の太陽光発電導入ポテンシャル調査を実施し、再生可能エネルギー設備の導入を進めます。また、再生可能エネルギー電力を調達することで環境にやさしいエネルギーの使用を推進します。

##### LED 照明の導入

2030 年度までに、公共施設の LED 照明導入割合 100%を目指します。

##### 豊かな森林の保全

森林には大気中の二酸化炭素の吸収源として重要な働きがあります。適切な森林の整備を行うことで吸収源としての森林機能を高めるとともに、木材の有効活用、森林の再生など循環型林業を進めることで、地球温暖化対策と地域産業の活性化を図っていきます。

##### 施設総量の適正化

安来市公共施設等総合管理計画において、公共施設総量の適正化のため、計画策定時（2016 年 12 月）の一般会計が保有する延床面積 288,000 m<sup>2</sup>を基準として、施設総量を 25%削減する（削減が必要な面積は 72,000 m<sup>2</sup>（288,000 m<sup>2</sup>×25%））ことを削減目標として掲げています。

公共施設の廃止・複合化・資産処分（民間譲渡・売却）などを積極的に推進することで、維持管理コストの縮減、電気等のエネルギー使用量の削減に繋がります。

### ④ 循環型社会の推進

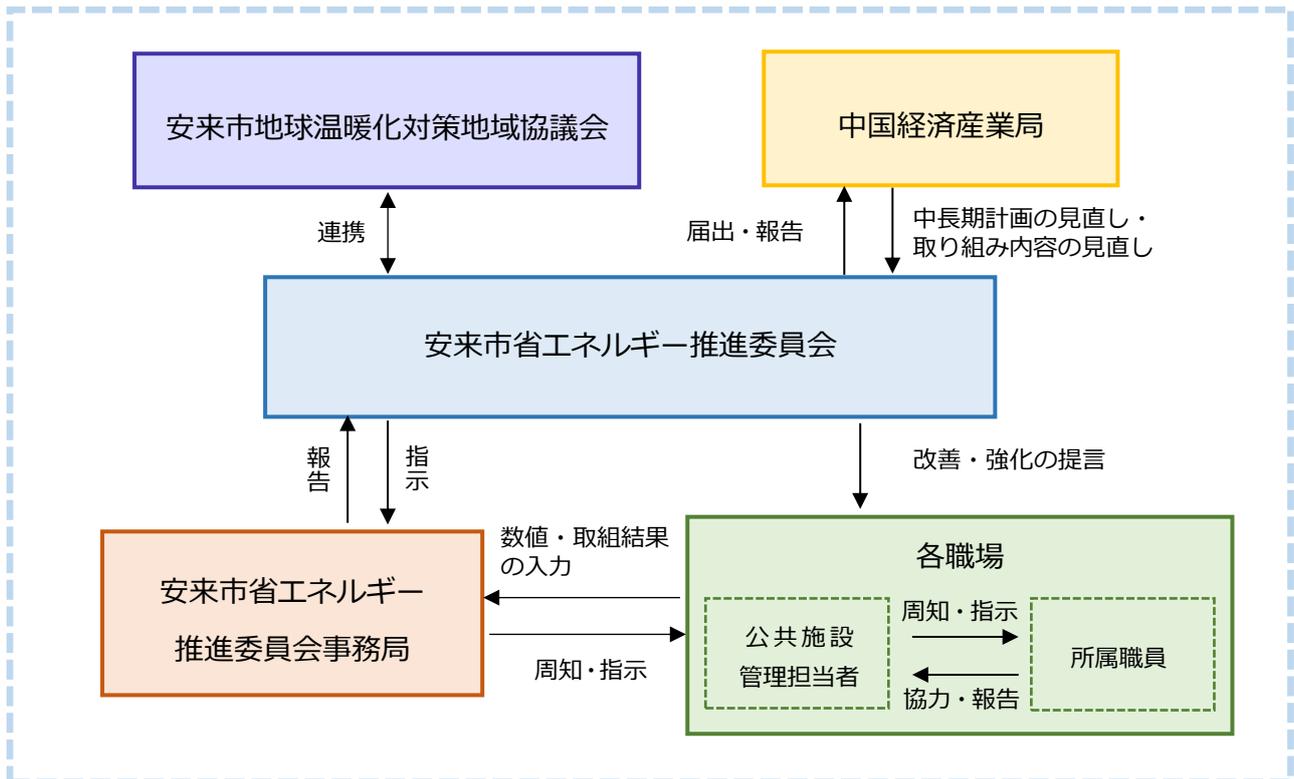
地球の限りある資源を有効かつ持続的に活用するため、再利用や再資源化などの省資源、省エネルギーへとつながる循環型社会の構築を目指します。廃棄物の発生を抑制する取組や新たな資源としての利活用を検討し、安来市一般廃棄物処理基本計画に基づいた資源循環を推進していきます。

## 第5章 推進体制等

### 1 推進体制

「安来市省エネルギー推進委員会」を設置し、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、委員を中心に、市の庁舎その他の施設等における省エネルギーの取組みを推進し、併せて定期的に進捗状況等の点検を行います。

◆ 推進体制フロー図



### 2 職員への啓発

温室効果ガス削減に関する取組みについて、実行計画等を職員に周知徹底を行い、職員の環境意識向上を図ります。

### 3 計画の実施状況の点検と公表

当該年度のデータの集計、併せて点検、評価は翌年度に実施し、本計画の進捗状況については、ホームページ等を通じて公開します。